

ちよつと
そこの社長さん

障がい者雇用 はじめてみませんか

障がい者雇用の 3つのメリット



① 人手不足の解消

パソコン業務や運搬作業など、マッチングすれば働ける人が
たくさんいます
一人ひとりのできること・力を活かして会社の戦力に

② 企業イメージのアップ

多様な人材を活用し、その成長を支援することはSDGsにもつながります
障がい者雇用の法定雇用率を満たすことで、
社会的責任（CSR）を果たし、企業のイメージアップにも



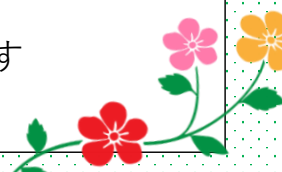
③ 支援機関がサポート

「どんな仕事がむいているのか」「合う人を紹介してほしい」
「採用手順が分からない」「助成金について知りたい」など
専属の支援員が採用前から採用後までをサポートします
費用は一切かかりません



まずは、見学から

職場見学先や職場体験実習先も募集しています
また、支援機関と一緒に雇用企業や訓練機関の見学も可能です
雇用からではなく、見学や体験実習から始めてみませんか？



障がい者雇用の現場

障がいのある方が実際に働かれている業種の一例です。

事務：PC入力・スキャニング・データ整理・封入作業

製造：機械洗浄・検品作業・部品の梱包

食品：ライン作業・仕分け作業・ピッキング

物流：荷入れ・ピッキング・段ボールやカート整理・倉庫内清掃

飲食：調理補助・食器洗浄・接客

小売り：品出し・陳列・カート整理・食品のパッケージ・調理

介護：食事の介助・シーツ交換・居室の掃除



さまざまな助成金制度

★特定求職者雇用開発助成金

障がいのある方をハローワーク等の紹介により
継続して雇い入れる事業主に支給されます。

★トライアル雇用助成金

障がいのある方をハローワーク等の紹介により
一定期間試行雇用する事業主に支給されます。



厚生労働省HP

障がい者を雇い入れた場合などの助成



知っていますか？ 障害者雇用促進法

障害者雇用促進法は、障がい者の職業の安定を図ることを目的とし、事業主が障がい者を雇用する義務をはじめ、差別禁止や合理的配慮の提供義務等を定めています。

- ・令和6年4月現在の障がい者雇用の法定雇用率は2.5%です。

障がい者雇用を義務付けられる対象企業は従業員40人以上です。

- ・令和8年7月からの障がい者雇用の法定雇用率は2.7%となります。

障がい者雇用を義務付けられる対象企業は従業員37.5人以上となります。



まずはお電話

職場訪問
(相談・ご提案)

職場見学
初回面談

職場実習

最終面談

採用

決定

支援者がお伺いして企業の疑問や不安解消のお手伝いをします。

業務や環境等のマッチングの上、候補者と支援者で伺います。

実習期間は数日～10日程度です。
支援者も適宜巡回します。

個人によっては面接が苦手な方もあります。
実習の様子等、総合的にご判断ください。

採用がゴールではありません。
必要に応じてアフターケアもいたします。

【問い合わせ先】

障害者就業・生活支援センターあかね園 ☎ 047-452-2718(企業支援員まで)

習志野商工会議所 ✉ key21@narashino-cci.or.jp

ハローワーク船橋求人企画部門 ☎ 047-431-8287(32#)

[令和6年6月作成]